

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2012年11月8日 No.216

〒319-1112

東海村村松2401-2

toukai@oona-mieko.info

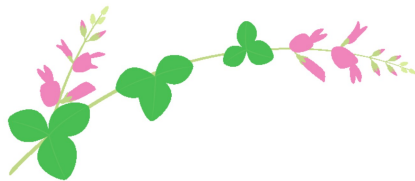
電話・ファックス 029-284-0761

意見聴取会へのご参加、意見の寄稿 ありがとうございました



意見聴取会	参加者数	発言者数
10月25日	297人	37人
10月28日	233人	40人
記入用紙での寄稿	寄稿者数	236人

意見聴取会等の取り組みのまとめは、本日、8日に行われますワーキンググループ会議でおこない、その後の原子力問題調査特別委員会に報告する運びです。委員会終了後、詳細ご報告します。



(株)大豊プラントの焼却施設設置許可の取消しを求める

行政訴訟の判決は、2013年3月1日、午後1時15分にです

東海産廃焼却施設等の設置許可処分の取消しを求める行政訴訟が、10月12日結審しました。

この日、原告と弁護士の意見陳述で、許可を出した茨城県の何が問題だったのか、これまでの裁判で証拠も含めてたたかわれた内容が要約され、再度明らかにされました。

住宅のすぐ隣に、村も村議会も全会一致で反対している危険な産廃焼却施設の建設が許されるのかどうか、住民は固唾を呑んで判決を見守っています。

メーカーは倒産、設計図面はいい加減、まともな環境調査もなされず、実際に稼働している同型炉では問題山積です。そもそも間違った図面しか住民に縦覧させずに許可をすることが許されるのでしょうか。原告団は、裁判所が、住民の命と健康、自然と環境を守る立場で、公正な判決を下すよう心から願っています。

法廷に入りきれないほどの傍聴、見守りで判決を待ちましょう。

2013年3月1日、12時30分、水戸地裁に集まりましょう。



2011年1月 裁判官が川根の現地調査に来村時